

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 1 月14日
【計算期間】	第14特定期間(自 平成22年 4 月16日 至 平成22年10月15日)
【ファンド名】	MHAM J-REITインデックスファンド（毎月決算型）
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてMHAM J - REITインデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じ、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

1,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	補足分類
単位型投信 ●追加型投信	●国内 海外 内外	株式 債券 ●不動産投信 その他資産 資産複合	●インデックス型 特殊型

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
---------------------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 (投資信託証券) 資産複合	年1回	グローバル ●日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	●ファミリーファンド
	年2回		ファンド・オブ・ファンズ
	年4回		対象インデックス
	年6回(隔月) ●年12回(毎月) 日々 その他		日経225 T O P I X ●その他 (東証REIT指数 (配当込み))

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「不動産投信」です。

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
不動産投信	目論見書又は投資信託約款において、主として不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、不動産投信（不動産投資信託証券）に投資を行います。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
その他 (東証REIT指数(配当込み))	目論見書又は投資信託約款において、日経225又はTOPIX以外の指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、その該当指数を表す。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

(注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、不動産投信（不動産投資信託証券）を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

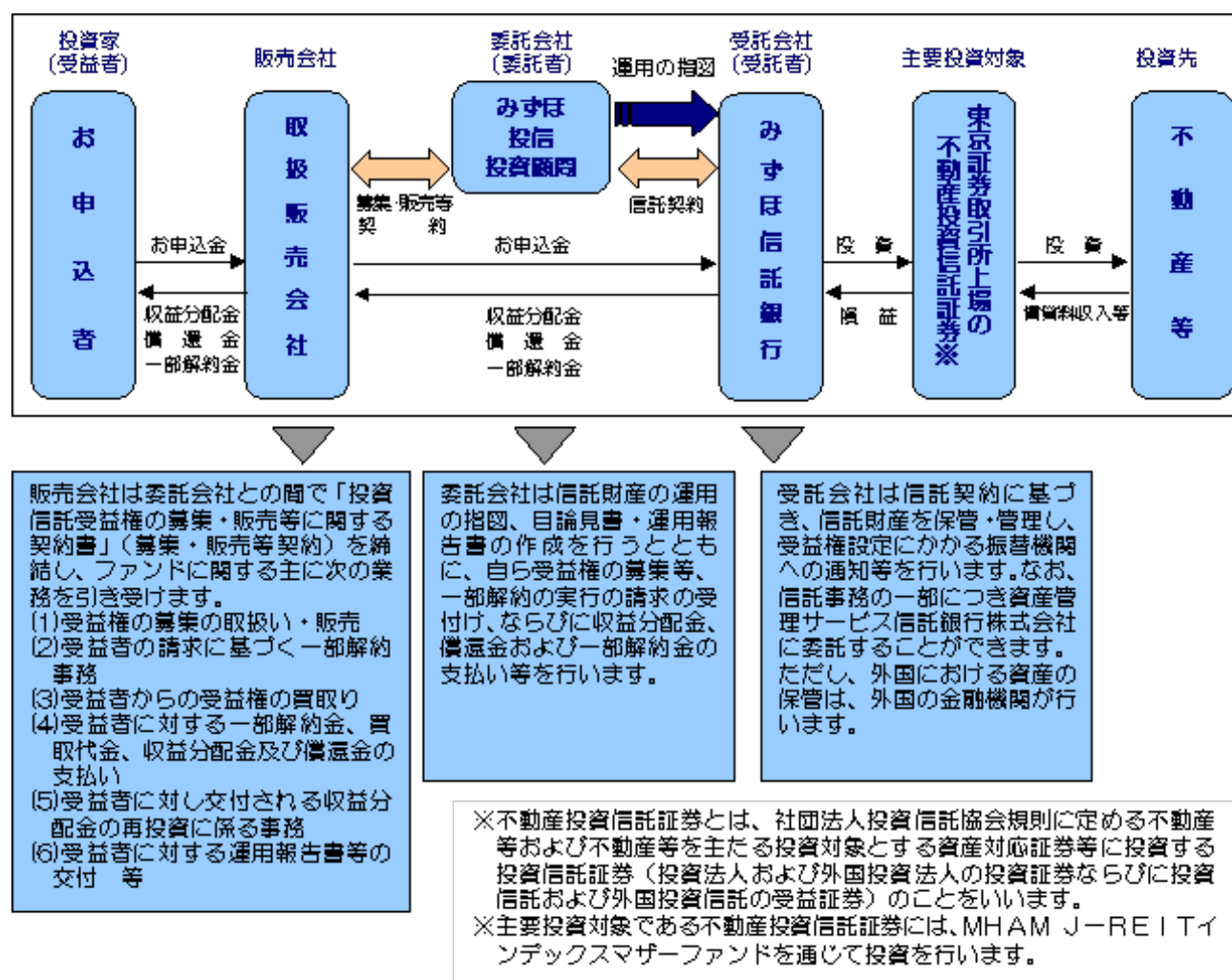
(注4) 当ファンドのマザーファンド（MHAM J-REITインデックスマザーファンド）は、ファンド・オブ・ファンズ（社団法人投資信託協会による「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。）の形態で運用を行います。

(2) 【ファンドの沿革】

平成15年10月30日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成19年1月4日	投資信託振替制度へ移行
平成19年7月1日	ファンドの名称を「DKA J-REIT インデックスファンド（毎月決算型）」から「MHAM J-REITインデックスファンド（毎月決算型）」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

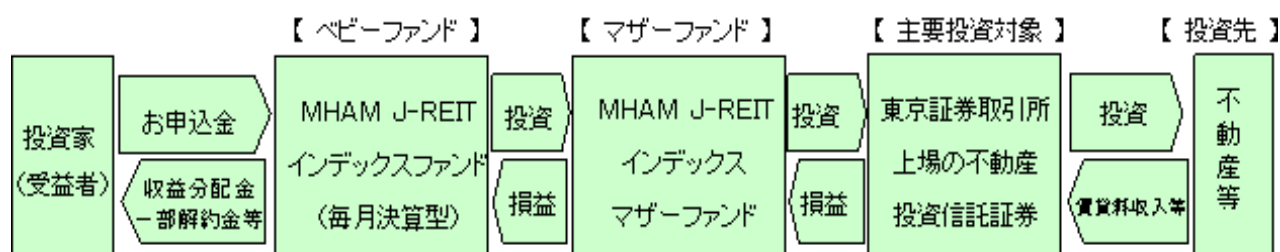
当ファンドの運営の仕組み



ファミリーファンド方式について

当ファンドは「MHAM J-REITインデックスマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

《 ファミリーファンド方式 》



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円 (平成22年10月31日現在)

2．会社の沿革

昭和39年5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成9年10月1日	「株式会社第一勧業投資顧問」「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年7月1日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年7月1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会 社」に商号変更

3．大株主の状況(平成22年10月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシ ティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

< REITとは？ >

REIT（リート）とは、「Real Estate Investment Trust」を略したもので、不動産投資信託のことです。

REITは、投資家から資金を集め、主に賃貸料収入が得られる不動産(オフィスビル、商業施設、賃貸マンションなど)に投資して、それを維持・管理しながら、そこから得られた賃貸料収入や不動産の売却益を投資家に配当する金融商品です。実物不動産のほか、不動産の信託受益権 などにも投資します。REITでは、賃貸料収入を中心とする収入から、REITの運営に必要な経費などを差し引き、残った利益のほとんどを投資家に配当します。なお、本書においては、不動産投資信託証券を「REIT」と称する場合があります。

「不動産の信託受益権」とは、信託銀行に信託された特定の実物不動産から得られる収益を受け取る権利のことです。



< 「東証REIT指数(配当込み)」とは？ >

東証上場REIT全銘柄に投資した場合の投資成果（市場における価格の変動と配当金の受け取りを合わせた投資成果）を表す指数です。

- 東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託証券（「東証上場REIT」といいます。）全銘柄を対象とし、東証上場REIT全体の値動きを示す時価総額加重型の指数です。
- 東証REIT指数は、基本的に、東証上場REIT各銘柄の市場価格にそれぞれの上場口数を乗じて求められる「各銘柄の時価総額」を合計した「東証上場REIT全体の時価総額」を基に、以下の式により算出されます。（平成15年3月31日を基準時とします。）

$$\frac{\text{算出時の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 1,000$$

- 「配当込み指数」の算出にあたっては、配当金の権利落ちによる市場価格の調整が考慮され、基準時の時価総額の修正が行われます。

また、新規上場など市場価格の変動以外の要因により時価総額の増減が発生する場合には、指数の連続性を保つため、基準時の時価総額の修正が行われます。

< 「東証REIT指数」の著作権について >

- 1．東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数の商標は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利及び東証REIT指数の商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。
- 2．東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の停止、又は東証REIT指数の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- 3．東京証券取引所は、東証REIT指数の商標の使用若しくは東証REIT指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- 4．東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- 5．当ファンドは、東証REIT指数(配当込み)の指数値の動きと連動した投資成果を目標として運用されますが、当ファンドの基準価額の値動きと東証REIT指数(配当込み)の動向が乖離することがあります。
- 6．当ファンドは、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
- 7．東京証券取引所は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- 8．東京証券取引所は、当ファンドの委託会社であるみずほ投信投資顧問又は当ファンドの購入者のニーズを、東証REIT指数の指数値を算出する際の銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- 9．以上の項目に限らず、東京証券取引所は、当ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

運用方法

1．主要投資対象

MHAM J - REITインデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2．投資態度

- a．MHAM J - REITインデックスマザーファンドを通じて、東京証券取引所に上場している不動産投資信託証券(投資法人および外国投資法人の投資証券(投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。))をいいます。以下同じ。)に投資を行い、以下の方針により、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指します。

・不動産投資信託証券への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄(採用予定を含みます。)に投資を行うものとします。なお、東証REIT指数の採用銘柄の追加・変更があった場合、適宜、組入対象銘柄の追加・見直しを行います。

・不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することを基本とします。

- b．原則として、MHAM J - REITインデックスマザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

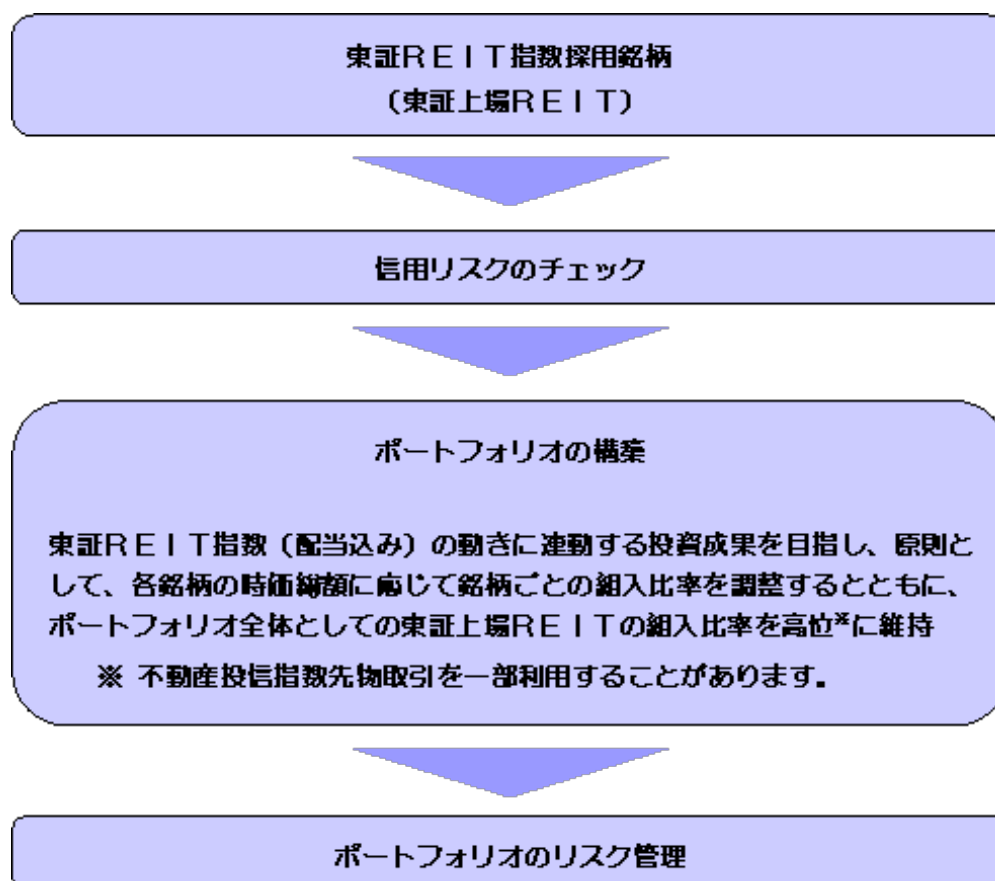
- c．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- d．不動産投資信託証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われるわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国における取引で同様の取引（以下「不動産投信指数先物取引」といいます。）を行うことができます。

ファンドの投資プロセス

当ファンドは、MHAM J - REITインデックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスに

より東証上場REITでの運用を行います。



- 1．原則として、東証REIT指数採用銘柄をすべてポートフォリオに組入れます。ただし、財務データ分析等に基づき信用リスクをチェックし、信用リスクが高いと判断される銘柄については、東証REIT指数(配当込み)に対する連動性を勘案しつつ、投資対象から除外する場合があります。
- 2．東証REIT指数採用銘柄に対して投資を行い、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、各銘柄の時価総額に応じて銘柄ごとの組入比率を調整するとともに、ポートフォリオ全体としての東証上場REITの組入比率(各銘柄の組入比率の合計)を、でき得る限り100%に近づけるよう高位に維持し、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指します。
不動産投信指数先物取引を一部利用することがあります。
- 3．東証REIT指数(配当込み)の動きと当ファンドの基準価額の値動きの乖離(トラッキングエラー)を日々管理し、修正が必要な場合は速やかにポートフォリオの見直しを実施します。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産(「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 a．有価証券
 b．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条の2に定めるものに限ります。)
 c．金銭債権
 d．約束手形(a.に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 a．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社として、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたMHAM J - REITインデックスマザーファンドの受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)

なお、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

平成23年1月14日現在、ファンドが純資産総額の10%を超えて投資する可能性があるとして判断している不動産投資信託証券(REIT)の銘柄の内容は、次の通りです。

なお、投資対象銘柄の合併等の異動、時価総額の変動、または今後のファンドにおける投資判断等によっては、次に掲げる銘柄が変更となる場合があります。

ファンドが投資するREITの銘柄は、金融商品取引所(これに準ずるものを含みます。)に上場しているものとしています。詳しい内容は、当該上場REITの開示資料等をご参照ください。

投資対象ファンドの名称	日本ビルファンド投資法人
運用の基本方針・ 主要な投資対象	当投資法人は、主として東京都心部、東京周辺都市部及び地方都市部に立地する主たる用途がオフィスである建物及びその敷地から構成される不動産並びにかかる不動産を裏付けとする有価証券及び信託の受益権その他の資産に投資をすることによって、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
委託会社(資産運用会社)の名称	日本ビルファンドマネジメント株式会社

投資対象ファンドの名称	ジャパンリアルエステイト投資法人
運用の基本方針・ 主要な投資対象	当投資法人は、主として「不動産等」及び「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」の特定資産に投資し、中長期の安定運用を目標とします。
委託会社(資産運用会社)の名称	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見

通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。

2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
 3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
 4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
 5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成22年9月末現在4名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
- なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

第7期以降の毎決算時(原則として毎月15日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。))および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、分配対象収益の範囲のうち原則として配当等収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. なお、売買益(評価益を含みます。)等については、原則として毎年2月および8月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
4. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行うものとします。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、委託会社は、委託会社の自らの募集に応じた収益分配金の再投資に関する契約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、この信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとし、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に対し、お支払します。

(5) 【投資制限】

a 約款で定める投資制限

投資信託証券への実質投資割合（約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限）

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

同一銘柄の投資信託証券（約款第24条）

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の実質投資割合が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 前記1.の規定にかかわらず、東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額の割合が30%を超えている場合、信託財産に属する当該同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する当該不動産投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の投資割合は、原則として当該同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額が東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める割合の範囲で投資することができるものとします。

株式（約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限）

株式への投資は行いません。

外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

公社債（約款第22条）

短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付の債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

先物取引（約款第24条の2）

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。）のうちわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所における当該取引と同様の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a. 先物取引の売建ての指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ての指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（信託財産が未収配当金および未収分配金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金および分配金も含まれます。）ならびに(2)投資対象 1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

公社債の借入れ（約款第25条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第32条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

- デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)
デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主としてMHAM J-REITインデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて不動産投資信託証券などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、組入れた不動産投資信託証券の値下がり（東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標としているため、当該指数の下落を含みます。）等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関およびみずほ投信投資顧問株式会社が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。なお、当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは下記の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う不動産投資証券等への投資により発生します。

不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、REITの市場価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資する東証上場REITの市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

東証上場REITの市場価格は、市場における需給関係（売り注文と買い注文のバランス）により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、東証上場REITの発行体の財務状況や収益状況、東証上場REITの保有不動産とその状況、など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の1つとして、

自然災害や人的災害など予測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、東証上場REITの市場価格を下落させる要因となり得ます。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する東証上場REITの流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。なお、当ファンドが投資するREITが東京証券取引所の上場廃止基準に抵触するなどして上場廃止となるような事態が生じた場合には、取引が著しく困難になることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。以上に付け加えて、当ファンドが投資する東証上場REITは、上場市場を通じて売買されるため、一般に不動産に直接投資する場合に比べて流動性が高いとされていますが、これは投資家がREITに投資を行う段階での流動性のことであり、REITが不動産への投資を行う段階では、より高い流動性リスクを伴う投資が行われています。

REITにより支払われる配当金の変動リスク

REITにより支払われる配当金の変動リスクとは、REITから投資家に支払われるREITの投資口1口当たりの配当金が、REITの利益の増減などに伴ない変動するリスクをいいます。

REIT(不動産投資法人)は、税法上の理由により、通常、不動産の賃貸料収入などの収入から費用を差し引いて残った利益の90%超を投資家に配当しますが、保有不動産の稼働率の低下、賃貸料水準の低下、テナントによる賃貸料の支払いの不履行などにより収入が減少することや、保有不動産の修繕やリニューアル、金利上昇に伴う借入金の利息負担の増加などにより費用が増加することがあり、その結果、REITから支払われる1口当たりの配当金が減少することがあります。また、一定の要件を満たさない場合、課税の実質免除措置が適用されなくなり、結果として、REITから支払われる1口当たりの配当金が減少することがあります。増資による資金調達が行われた場合において、増資による投資口数の増加により1口当たりの配当金が減少することや、増資が行われてから調達された資金が不動産に投資されて賃貸料収入が得られるようになるまでの期間、一時的に1口当たりの配当金が減少することがあり、REITから投資家に支払われる1口当たりの配当金は一定ではありません。当ファンドは、投資する東証上場REITから得られる配当等収益を中心に、原則として、毎月安定した収益分配を行うことを目指しますが、東証上場REITの配当金の変動の影響などにより、当ファンドの分配金の水準も変動します。

REITの形態には、会社型と契約型があり、会社型のREITを「不動産投資法人」といいます。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価値が下落するリスクをいいます。一般にREITでは、資金の借入れ（債券の発行によるものを含みます。）を行った上で、当該借入金による不動産等への投資を行うことができます。当ファンドが投資する東証上場REITが資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該REITの利益を減少させることがあり、当ファンドの基準価額を下落させる要因、あるいは当ファンドの分配金の水準を低下させる要因となる可能性があります。また、金利変動は、REIT・株式・債券などの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動によりREIT市場と株式市場、あるいはREIT市場と債券市場の間で資金移動が起こる場合があります。その場合、金利変動は、広く東証上場REIT全般の市場価格に影響を及ぼします。

信用リスク

信用リスクとは、借入金（債券の発行によるものを含みます。）の利息の支払いや元金の返済が予め決められた条件で行われない（債務不履行）リスクをいいます。

一般に、企業に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該企業が発行する債券の価格や当該企業の株価が下落する要因となります。同様に、当ファンドが投資する東証上場REITの発行体に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、一般に、当該REITの市場価格が下

落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、REIT(不動産投資法人)には、一般の企業と同様に倒産の可能性があります。当ファンドが投資する東証上場REITが法的倒産手続きを開始した場合には、その市場価格が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

その他

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

その他留意点

当ファンドは、ベンチマークである東証REIT指数（配当込み）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、信用リスク等を勘案したうえで指数の構成銘柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が指数における構成比率と異なる場合の影響、不動産投信指数先物取引を利用する場合の指数と不動産投信指数先物の値動きの差による影響、不動産投信指数先物取引の最低取引単位の存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる場合があります。

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成23年1月14日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくこ

とがあります。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.6825%（税抜 0.65%）の率を乗じて得た額とし、その配分は、委託会社が年率0.3150%（税抜 0.30%）、販売会社が年率0.3150%（税抜 0.30%）、受託会社が年率0.0525%（税抜 0.05%）です。

なお、信託報酬のうち、委託会社による募集にかかる部分については、販売会社への配分相当額を委託会社が収受します。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、特定資産の価格調査に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物取引に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

平成23年1月14日現在、信託財産中から支弁するための費用計上は行っておりませんが、「東証REIT指数」その他これに類する標章の使用料および当該使用料にかかる消費税等相当額については受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。

当ファンドの投資対象である不動産投資信託証券は、資産運用報酬等の費用を負担しています。当該費用は、不動産投資信託証券ごとに異なるものであり、当ファンドが保有する個別銘柄ごとの費用およびその合計額については、当ファンドにおける投資対象銘柄の追加・変更等により変動するため、あらかじめ表示することはできません。

なお、これらの費用は、不動産投資信託証券の発行体（不動産投資法人）の収益から支弁され、当該不動産投資法人の最終損益の増減を通じ、各不動産投資信託証券の価格に反映される性質のものであり、当ファンドならびに受益者が直接に負担するものではありません。

上記 から の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額（解約請求受付日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所

得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率 による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は以下のようになります。

- 1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 2．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本について

- 1．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご参照下さい。）

税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成22年10月29日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券(MHAM J - REITインデックスマザ - ファンド)	日本	24,752,996,196	99.52
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	118,139,307	0.47
合 計（純資産総額）		—	24,871,135,503	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）MHAM J - REITインデックスマザ - ファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資証券	日本	25,878,969,380	98.41
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	418,084,702	1.58
合 計（純資産総額）		—	26,297,054,082	100.00

(2) 【投資資産】（平成22年10月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	MHAM J - REITインデックスマザ - ファンド	親投資信託受益証券	日本	20,966,454,512	1.1639	24,404,027,288	1.1806	24,752,996,196	99.52

（参考）MHAM J - REITインデックスマザ - ファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人	投資証券	日本	4,443	799,780	3,553,425,387	788,000	3,501,084,000	13.31
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	投資証券	日本	4,010	796,906	3,195,594,630	775,000	3,107,750,000	11.81
3	日本リテールファンド投資法人	投資証券	日本	13,838	122,223	1,691,334,099	125,700	1,739,436,600	6.61
4	森トラスト総合リート投資法人	投資証券	日本	1,984	699,066	1,386,947,813	731,000	1,450,304,000	5.51
5	野村不動産オフィスファンド投資法人	投資証券	日本	2,501	494,931	1,237,822,459	494,500	1,236,744,500	4.70
6	日本プライムリアルティ投資法人	投資証券	日本	5,861	192,207	1,126,526,869	199,900	1,171,613,900	4.45
7	アドバンス・レジデンス投資法人	投資証券	日本	8,033	139,105	1,117,435,146	140,000	1,124,620,000	4.27
8	フロンティア不動産投資法人	投資証券	日本	1,590	647,977	1,030,284,953	646,000	1,027,140,000	3.90
9	ユナイテッド・アーバン投資法人	投資証券	日本	1,650	546,988	902,531,391	553,000	912,450,000	3.46
10	オリックス不動産投資法人	投資証券	日本	2,063	412,480	850,946,252	431,000	889,153,000	3.38
11	日本ロジスティクスファンド投資法人	投資証券	日本	1,213	667,847	810,099,321	663,000	804,219,000	3.05
12	大和証券オフィス投資法人	投資証券	日本	3,244	227,108	736,740,038	241,500	783,426,000	2.97
13	日本アコモデーションファンド投資法人	投資証券	日本	1,280	471,970	604,121,730	479,500	613,760,000	2.33
14	東急リアル・エステート投資法人	投資証券	日本	1,388	436,973	606,518,899	442,000	613,496,000	2.33
15	ケネディクス不動産投資法人	投資証券	日本	1,914	317,916	608,492,402	319,500	611,523,000	2.32
16	トップリート投資法人	投資証券	日本	1,271	479,843	609,881,091	457,000	580,847,000	2.20
17	ジャパンエクセレント投資法人	投資証券	日本	1,267	440,476	558,083,325	451,000	571,417,000	2.17

18	グローバル・ワン不動産投資法人	投資証券	日本	794	589,068	467,720,159	630,000	500,220,000	1.90
19	ビ・ライフ投資法人	投資証券	日本	973	460,139	447,715,315	489,000	475,797,000	1.80
20	福岡リート投資法人	投資証券	日本	877	531,040	465,722,697	540,000	473,580,000	1.80
21	森ヒルズリート投資法人	投資証券	日本	1,898	218,596	414,896,955	237,700	451,154,600	1.71
22	プレミアム投資法人	投資証券	日本	1,148	375,990	431,637,032	372,500	427,630,000	1.62
23	野村不動産レジデンシャル投資法人	投資証券	日本	1,029	371,571	382,347,271	391,500	402,853,500	1.53
24	日本賃貸住宅投資法人	投資証券	日本	10,908	26,004	283,652,215	26,840	292,770,720	1.11
25	M I D リート投資法人	投資証券	日本	1,505	187,985	282,918,704	192,900	290,314,500	1.10
26	阪急リート投資法人	投資証券	日本	700	389,001	272,300,848	405,000	283,500,000	1.07
27	積水ハウス・S I 投資法人	投資証券	日本	943	274,206	258,576,661	287,300	270,923,900	1.03
28	平和不動産リート投資法人	投資証券	日本	5,704	43,504	248,148,510	44,100	251,546,400	0.95
29	産業ファンド投資法人	投資証券	日本	648	338,272	219,200,903	333,000	215,784,000	0.82
30	日本コマーシャル投資法人	投資証券	日本	2,110	90,001	189,904,098	90,600	191,166,000	0.72

投資有価証券の種類別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	99.52
合 計		99.52

(参考) MHAM J - REIT インデックスマザー - ファンド

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	投資証券	98.41
合 計		98.41

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年10月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成16年4月15日	8,656	8,656	1.2336	1.2336
第2特定期間	平成16年10月15日	18,375	18,423	1.3274	1.3309
第3特定期間	平成17年4月15日	30,883	30,963	1.3631	1.3666
第4特定期間	平成17年10月17日	39,044	39,162	1.3896	1.3938
第5特定期間	平成18年4月17日	35,397	35,495	1.5248	1.5290
第6特定期間	平成18年10月16日	33,667	33,758	1.5529	1.5571
第7特定期間	平成19年4月16日	41,552	41,636	2.0760	2.0802

第8特定期間	平成19年10月15日	32,373	32,455	1.6607	1.6649
第9特定期間	平成20年4月15日	23,239	23,317	1.2652	1.2694
第10特定期間	平成20年10月15日	12,693	12,768	0.7056	0.7098
第11特定期間	平成21年4月15日	13,353	13,430	0.7257	0.7299
第12特定期間	平成21年10月15日	15,391	15,506	0.8032	0.8092
第13特定期間	平成22年4月15日	20,415	20,593	0.8023	0.8093
第14特定期間	平成22年10月15日	24,162	24,386	0.7555	0.7625
	平成21年10月末日	15,266	—	0.7857	—
	平成21年11月末日	13,874	—	0.7016	—
	平成21年12月末日	15,167	—	0.7473	—
	平成22年1月末日	15,816	—	0.7545	—
	平成22年2月末日	16,464	—	0.7530	—
	平成22年3月末日	18,646	—	0.7824	—
	平成22年4月末日	21,651	—	0.8186	—
	平成22年5月末日	20,955	—	0.7466	—
	平成22年6月末日	20,745	—	0.7128	—
	平成22年7月末日	21,933	—	0.7419	—
	平成22年8月末日	22,244	—	0.7286	—
	平成22年9月末日	23,726	—	0.7479	—
	平成22年10月29日	24,871	—	0.7660	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	—
第2特定期間	0.0185
第3特定期間	0.0210
第4特定期間	0.0238
第5特定期間	0.0252
第6特定期間	0.0252
第7特定期間	0.0910
第8特定期間	0.0710
第9特定期間	0.0252
第10特定期間	0.0252
第11特定期間	0.0252
第12特定期間	0.0306
第13特定期間	0.0420
第14特定期間	0.0420

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	23.36
第2特定期間	9.10

第3特定期間	4.27
第4特定期間	3.69
第5特定期間	11.54
第6特定期間	3.50
第7特定期間	39.55
第8特定期間	16.58
第9特定期間	22.30
第10特定期間	42.24
第11特定期間	6.42
第12特定期間	14.90
第13特定期間	5.12
第14特定期間	0.60

（注１）収益率は期間騰落率。

（注２）小数点第３位四捨五入。

（注３）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	7,932,740,439	914,943,542	7,017,796,897
第2特定期間	10,089,771,322	3,264,659,401	13,842,908,818
第3特定期間	13,534,597,619	4,719,981,300	22,657,525,137
第4特定期間	13,941,501,562	8,500,342,808	28,098,683,891
第5特定期間	5,320,081,902	10,204,820,366	23,213,945,427
第6特定期間	3,032,364,405	4,566,198,576	21,680,111,256
第7特定期間	5,723,595,359	7,387,886,398	20,015,820,217
第8特定期間	4,630,653,327	5,152,411,600	19,494,061,944
第9特定期間	1,673,685,624	2,798,722,086	18,369,025,482
第10特定期間	1,557,329,470	1,936,884,476	17,989,470,476
第11特定期間	2,848,314,801	2,436,083,980	18,401,701,297
第12特定期間	1,880,262,899	1,118,567,978	19,163,396,218
第13特定期間	7,947,747,018	1,665,165,648	25,445,977,588
第14特定期間	10,149,994,494	3,612,167,675	31,983,804,407

（注）第１特定期間の設定口数には当初自己設定の口数を含みます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の自らの募集にかかる受益権については、委託会社の指定する口座管理機関）は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 取得申込者の申込金額および申込総額が多額な場合、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し、1万口単位または1口単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口

数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。
- 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する一部解約金の支払いは、委託会社において行います。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

上場不動産投資信託証券：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「ビル毎月」の略称にて記載されています。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成15年10月30日から無期限とします。ただし、後述「(5)その他 信託契約の解約 2.」に該当する場合は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

(4) 【計算期間】

原則として毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第1計算期間は平成15年10月30日から平成15年11月15日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする「MHAM J - REITインデックスマザーファンド」が投資する投資信託証券の全てがその信託を終了または上場を廃止することとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、前記1.および2.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 前記3.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
5. 前記4.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
7. 前記4.から6.までの規定は、前記2.の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記4.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。
8. 当該信託契約の解約を行う場合において、前記4.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
9. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
10. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
11. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あら

はじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成23年2月1日より、公告の方法は以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、4月と10月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ、受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行います。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、前期特定期間(平成21年10月16日から平成22年4月15日まで) 及び、当期特定期間(平成22年4月16日から平成22年10月15日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期特定期間(平成21年10月16日から平成22年4月15日まで)及び、当期特定期間(平成22年4月16日から平成22年10月15日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

MHAM J - REITインデックスファンド（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成22年4月15日現在)	当期 (平成22年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	312,326,115	391,444,603
親投資信託受益証券	20,322,755,757	24,041,107,288
未収利息	941	965
流動資産合計	20,635,082,813	24,432,552,856
資産合計	20,635,082,813	24,432,552,856
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	178,121,843	223,886,630
未払解約金	30,634,629	32,633,711
未払受託者報酬	816,972	1,015,900
未払委託者報酬	9,803,674	12,190,801
その他未払費用	81,688	101,582
流動負債合計	219,458,806	269,828,624
負債合計	219,458,806	269,828,624
純資産の部		
元本等		
元本	25,445,977,588	31,983,804,407
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,030,353,581	7,821,080,175
元本等合計	20,415,624,007	24,162,724,232
純資産合計	20,415,624,007	24,162,724,232
負債純資産合計	20,635,082,813	24,432,552,856

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成21年10月16日 至 平成22年 4 月15日)	当期 (自 平成22年 4 月16日 至 平成22年10月15日)
営業収益		
受取利息	68,681	92,996
有価証券売買等損益	1,204,152,118	149,421,531
営業収益合計	1,204,220,799	149,514,527
営業費用		
受託者報酬	4,139,626	5,734,653
委託者報酬	49,675,467	68,815,733
その他費用	413,906	573,404
営業費用合計	54,228,999	75,123,790
営業利益又は営業損失（ ）	1,149,991,800	74,390,737
経常利益又は経常損失（ ）	1,149,991,800	74,390,737
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,149,991,800	74,390,737
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,563,205	50,856,723
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,771,720,462	5,030,353,581
剰余金増加額又は欠損金減少額	406,662,602	935,134,184
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	406,662,602	935,134,184
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,901,973,362	2,500,372,377
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,901,973,362	2,500,372,377
分配金	905,750,954	1,249,022,415
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,030,353,581	7,821,080,175

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日)	当期 (自 平成22年4月16日 至 平成22年10月15日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 個別法により基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	前期 (平成22年4月15日現在)	当期 (平成22年10月15日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		25,445,977,588口	31,983,804,407口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を5,030,353,581円下回っております。	純資産額は元本を7,821,080,175円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.8023 円 (8,023 円)	0.7555 円 (7,555 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日)	当期 (自 平成22年4月16日 至 平成22年10月15日)
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程

第73期計算期間（平成21年10月16日から平成21年11月16日）末に、費用控除後の配当等収益（58,221,566円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（15,350,384,761円）、分配準備積立金（6,252,532,145円）より、分配対象収益は21,661,138,472円（1万口当たり11,174円）であり、うち135,694,720円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 第74期計算期間（平成21年11月17日から平成21年12月15日）末に、費用控除後の配当等収益（55,643,907円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（16,151,734,224円）、分配準備積立金（6,119,238,486円）より、分配対象収益は22,326,616,617円（1万口当たり11,132円）であり、うち140,382,732円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 第75期計算期間（平成21年12月16日から平成22年1月15日）末に、費用控除後の配当等収益（125,784,580円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（16,674,574,589円）、分配準備積立金（5,979,097,796円）より、分配対象収益は22,779,456,965円（1万口当たり11,125円）であり、うち143,325,344円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 第76期計算期間（平成22年1月16日から平成22年2月15日）末に、費用控除後の配当等収益（93,130,254円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（17,871,748,438円）、分配準備積立金（5,860,785,649円）より、分配対象収益は23,825,664,341円（1万口当たり11,100円）であり、うち150,241,107円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 第77期計算期間（平成22年2月16日から平成22年3月15日）末に、費用控除後の配当等収益（77,251,704円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（19,143,271,591円）、分配準備積立金（5,754,592,213円）より、分配対象収益は24,975,115,508円（1万口当たり11,065円）であり、うち157,985,208円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 第78期計算期間（平成22年3月16日から平成22年4月15日）末に、費用控除後の配当等収益（100,959,473円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,407,707,725円）、分配準備積立金（5,579,904,784円）より、分配対象収益は28,088,571,982円（1万口当たり11,038円）であり、うち178,121,843円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	第79期計算期間（平成22年4月16日から平成22年5月17日）末に、費用控除後の配当等収益（67,820,417円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（24,591,711,371円）、分配準備積立金（5,357,459,572円）より、分配対象収益は30,016,991,360円（1万口当たり10,995円）であり、うち191,094,312円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 第80期計算期間（平成22年5月18日から平成22年6月15日）末に、費用控除後の配当等収益（54,471,029円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,086,422,044円）、分配準備積立金（5,180,067,904円）より、分配対象収益は31,320,960,977円（1万口当たり10,945円）であり、うち200,305,614円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 第81期計算期間（平成22年6月16日から平成22年7月15日）末に、費用控除後の配当等収益（148,440,092円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（27,166,612,135円）、分配準備積立金（4,984,175,382円）より、分配対象収益は32,299,227,609円（1万口当たり10,927円）であり、うち206,908,914円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 第82期計算期間（平成22年7月16日から平成22年8月16日）末に、費用控除後の配当等収益（41,277,096円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（27,866,664,277円）、分配準備積立金（4,791,814,878円）より、分配対象収益は32,699,756,251円（1万口当たり10,871円）であり、うち210,541,847円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 第83期計算期間（平成22年8月17日から平成22年9月15日）末に、費用控除後の配当等収益（127,188,699円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（28,821,591,339円）、分配準備積立金（4,557,418,575円）より、分配対象収益は33,506,198,613円（1万口当たり10,844円）であり、うち216,285,098円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 第84期計算期間（平成22年9月16日から平成22年10月15日）末に、費用控除後の配当等収益（124,837,925円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（30,142,114,018円）、分配準備積立金（4,324,004,194円）より、分配対象収益は34,590,956,137円（1万口当たり10,815円）であり、うち223,886,630円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
--	---

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

前期 （自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日）	当期 （自 平成22年4月16日 至 平成22年10月15日）
当期特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日)	当期 (自 平成22年4月16日 至 平成22年10月15日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	前期 (平成22年4月15日現在)	当期 (平成22年10月15日現在)
----	----------------------	-----------------------

1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（１）有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （２）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 親投資信託受益証券 同左 （２）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,312,406,193
合計	1,312,406,193

当期（自 平成22年4月16日 至 平成22年10月15日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,184,164,453
合計	1,184,164,453

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	前期 （平成22年4月15日現在）	当期 （平成22年10月15日現在）
1 期首元本額		19,163,396,218 円	25,445,977,588 円
期中追加設定元本額		7,947,747,018 円	10,149,994,494 円
期中一部解約元本額		1,665,165,648 円	3,612,167,675 円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM J - REITインデックスファンド（毎月決算型）

（平成22年10月15日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM J - REITインデックスマザ - ファンド	20,653,872,241	24,041,107,288	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	20,653,872,241 1 99.5%	24,041,107,288 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				24,041,107,288	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

MHAM J - REITインデックスマザ - ファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区 分	（平成22年4月15日現在）	（平成22年10月15日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	869,889,176	261,706,619
投資証券	21,521,121,360	25,219,717,200
未収入金	5,563,442	—
未収配当金	199,005,885	283,017,897
未収利息	2,621	645
流動資産合計	22,595,582,484	25,764,442,361
資産合計	22,595,582,484	25,764,442,361
負債の部		
流動負債		
未払金	820,673,373	211,523,739
未払解約金	362,000	—
流動負債合計	821,035,373	211,523,739
負債合計	821,035,373	211,523,739
純資産の部		
元本等		
元本	18,692,254,503	21,952,557,731
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,082,292,608	3,600,360,891

元本等合計	21,774,547,111	25,552,918,622
純資産合計	21,774,547,111	25,552,918,622
負債純資産合計	22,595,582,484	25,764,442,361

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日)	(自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 個別法により時価に基づいて評価しております。	投資証券 同左
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	受取配当金 同左 有価証券売買等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	(平成22年4月15日現在)	(平成22年10月15日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		18,692,254,503口	21,952,557,731口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.1649 円 (11,649 円)	1.1640 円 (11,640 円)

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

(自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日)	(自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日)
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。	

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日)	(自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。	同左
	市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	（平成22年4月15日現在）	（平成22年10月15日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 投資証券 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券は、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 投資証券 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
----------------------	---	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	771,677,581
合計	771,677,581

（自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	340,776,157
合計	340,776,157

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別 (平成22年4月15日現在)	(平成22年10月15日現在)
1 親投資信託の期首における元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	15,094,337,920 円 (平成21年10月16日) 4,500,868,335 円 902,951,752 円	15,094,337,920 円 (平成21年10月16日) 9,371,504,047 円 2,513,284,236 円

2	期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額		
	期末元本額	18,692,254,503 円	21,952,557,731 円
	MHAM J - REITインデックスファンド<DC年金>	1,220,234,897 円	1,270,105,861 円
	MHAM J - REITインデックスファンド（毎月決算型）	17,445,923,047 円	20,653,872,241 円
	MHAM J - REITインデックスファンド（みずほインベスターズSMA専用）	26,096,559 円	28,579,629 円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM J - REITインデックスマザ - ファンド

（平成22年10月15日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本・円	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,261	595,192,000	
		MIDリート投資法人 投資証券	1,482	278,616,000	
		日本コマーシャル投資法人 投資証券	2,078	187,020,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	1,869	408,376,500	
		野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	1,014	376,701,000	
		産業ファンド投資法人 投資証券	638	215,963,000	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	7,912	1,100,559,200	
		日本ビルファンド投資法人 投資証券	4,376	3,500,800,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	3,950	3,148,150,000	
		日本リテールファンド投資法人 投資証券	13,630	1,665,586,000	
		オリックス不動産投資法人 投資証券	2,031	837,787,500	
		日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	5,773	1,109,570,600	
		プレミア投資法人 投資証券	1,131	425,256,000	
		東急リアル・エステート投資法人 投資証券	1,367	597,379,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	782	460,598,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	2,463	1,219,185,000	
		ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	1,625	888,875,000	
		森トラスト総合リート投資法人 投資証券	1,954	1,365,846,000	
		インヴィンシブル投資法人 投資証券	5,140	70,469,400	
		フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,566	1,014,768,000	
		平和不動産リート投資法人 投資証券	5,618	244,383,000	
		日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,195	798,260,000	
		福岡リート投資法人 投資証券	864	458,784,000	

		ケネディクス不動産投資法人 投資証券	1,886	599,748,000	
		積水ハウス・S I 投資法人 投資証券	929	254,824,700	
		F C レジデンシャル投資法人 投資証券	264	62,858,400	
		大和証券オフィス投資法人 投資証券	3,195	725,584,500	
		阪急リート投資法人 投資証券	689	268,021,000	
		スタートプロシード投資法人 投資証券	872	93,478,400	
		ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人 投資証券	854	163,711,800	
		トップリート投資法人 投資証券	1,251	600,480,000	
		ジャパン・オフィス投資法人 投資証券	1,652	131,499,200	
		ビ・ライフ投資法人 投資証券	959	441,140,000	
		日本ホテルファンド投資法人 投資証券	341	81,158,000	
		日本賃貸住宅投資法人 投資証券	10,744	279,344,000	
		ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	1,248	549,744,000	
	日本・円 小計	銘柄数	94,603	25,219,717,200	
		組入時価比率	36 98.7%	100.0%	
投資証券 合計				25,219,717,200	
合計				25,219,717,200	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年10月29日現在）

資産総額（円）	24,949,455,804
負債総額（円）	78,320,301
純資産総額（ - ）（円）	24,871,135,503
発行済口数（口）	32,467,927,708
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.7660

（参考）MHAM J - REITインデックスマザ - ファンド

資産総額（円）	26,410,970,258
負債総額（円）	113,916,176
純資産総額（ - ）（円）	26,297,054,082
発行済口数（口）	22,273,523,907
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.1806

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成22年10月31日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株
過去 5 年間に於ける資本金の額の増減はありません。		

(2) 会社の機構(平成22年10月31日現在)

会社の組織図

a 運用の基本計画決定に関する会議

41/76

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成22年10月29日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	274,065,873,735
追加型株式投資信託	195	1,652,370,584,486
追加型金銭信託受益権投資信託	12	19,564,767,088
単位型株式投資信託	53	116,504,882,285
合計	275	2,062,506,107,594

3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第46期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第47期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表、並びに、第47期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位： 千円）

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金	330	-
預金	12,944,930	-
現金及び預金	-	14,962,298
有価証券	699,650	25,030
前払費用	95,060	101,789
未収入金	107,717	56,345
未収委託者報酬	1,541,471	1,736,677
未収運用受託報酬	463,544	519,373
繰延税金資産	170,033	179,238
その他流動資産	168,518	187,561
貸倒引当金	1,002	1,156
流動資産合計	16,190,255	17,767,158
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	262,456	233,974
工具、器具及び備品（純額）	168,704	148,659
リース資産（純額）	17,252	11,463
有形固定資産合計	1 448,414	1 394,097
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	9,688	3,223
その他無形固定資産	404	332
無形固定資産合計	1 22,840	1 16,303
投資その他の資産		
投資有価証券	7,337,632	5,758,174
長期差入保証金	577,850	577,286

会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	241,963	190,588
その他	12,646	95,443
投資その他の資産合計	8,189,593	6,640,992
固定資産合計	8,660,848	7,051,393
資産合計	24,851,103	24,818,551
負債の部		
流動負債		
預り金	310,663	44,204
リース債務	8,154	4,832
未払金		
未払収益分配金	1,211	1,321
未払償還金	59,604	50,792
未払手数料	653,229	721,668
その他未払金	18,206	15,880
未払金合計	732,252	789,661
未払費用	975,985	1,049,138
未払法人税等	416	24,004
未払消費税等	-	38,231
賞与引当金	357,300	353,700
その他流動負債	-	3,124
流動負債合計	2,384,772	2,306,897
固定負債		
リース債務	22,465	17,633
長期未払金	7,965	3,465
役員退職慰労引当金	86,774	110,811
時効後支払損引当金	-	19,417
その他固定負債	5,355	7,175
固定負債合計	122,560	158,502
負債合計	2,507,332	2,465,399
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,550,806	5,546,588
利益剰余金合計	15,683,990	15,679,773
株主資本合計	22,446,065	22,441,848
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	102,294	88,695
評価・換算差額等合計	102,294	88,695
純資産合計	22,343,771	22,353,152
負債純資産合計	24,851,103	24,818,551

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,239,947	14,222,190
運用受託報酬	2,382,150	2,125,489
営業収益合計	18,622,097	16,347,680
営業費用		
支払手数料	7,324,723	6,371,967
広告宣伝費	403,189	309,057
公告費	333	2,709
調査費		
調査費	752,457	744,358
委託調査費	3,325,622	3,116,185
図書費	11,105	7,190
調査費合計	4,089,185	3,867,734
委託計算費	175,717	161,203
営業雑経費		
通信費	66,046	59,337
印刷費	258,312	239,050
協会費	18,680	15,895
諸会費	2,786	2,757
その他	87,262	66,123
営業雑経費合計	433,087	383,164
営業費用合計	12,426,237	11,095,835
一般管理費		
給料		
役員報酬	138,599	140,028
給料手当	2,232,878	2,197,825
賞与	363,519	310,145
給料合計	2,734,996	2,647,998
交際費	1,351	175
旅費交通費	111,430	77,055
租税公課	53,660	50,080
不動産賃借料	512,167	503,050
退職給付費用	119,728	144,536
福利厚生費	361,478	358,974
貸倒引当金繰入	-	153
賞与引当金繰入	357,300	353,700
役員退職慰労引当金繰入	21,351	30,697
固定資産減価償却費	126,603	94,529
諸経費	422,564	335,956
一般管理費合計	4,822,632	4,596,907
営業利益	1,373,227	654,937
営業外収益		
受取配当金	16,524	1,744
有価証券利息	49,988	482

受取利息	20,577	29,132
有価証券解約益	-	41,491
有価証券償還益	-	6,237
時効到来償還金等	17,667	8,350
雑収入	8,325	19,778
営業外収益合計	113,083	107,217
営業外費用		
時効到来償還金等払戻損	48,628	-
有価証券解約損	6,915	46,089
ヘッジ会計に係る損失	9,357	-
時効後支払損引当金繰入額	-	10,277
雑損失	12,493	13,602
営業外費用合計	77,395	69,969
経常利益	1,408,915	692,186
特別利益		
投資有価証券売却益	3,436	-
特別利益合計	3,436	-
特別損失		
システム統合費用	201,974	-
リース会計基準適用に伴う影響額	14,726	-
保養所処分損	3,353	-
投資有価証券評価損	529	29,794
過年度時効後支払損引当金繰入	-	17,043
特別損失合計	220,583	46,837
税引前当期純利益	1,191,768	645,348
法人税、住民税及び事業税	466,036	250,604
法人税等調整額	6,892	32,840
法人税等合計	459,144	283,445
当期純利益	732,624	361,902

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
前期末残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474

利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,677,723	5,550,806
当期変動額		
剰余金の配当	859,541	366,120
当期純利益	732,624	361,902
当期変動額合計	126,917	4,217
当期末残高	5,550,806	5,546,588
利益剰余金合計		
前期末残高	15,810,907	15,683,990
当期変動額		
剰余金の配当	859,541	366,120
当期純利益	732,624	361,902
当期変動額合計	126,917	4,217
当期末残高	15,683,990	15,679,773
株主資本合計		
前期末残高	22,572,982	22,446,065
当期変動額		
剰余金の配当	859,541	366,120
当期純利益	732,624	361,902
当期変動額合計	126,917	4,217
当期末残高	22,446,065	22,441,848
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,698	102,294
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	96,595	13,598
当期変動額合計	96,595	13,598
当期末残高	102,294	88,695
評価・換算差額等合計		
前期末残高	5,698	102,294
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	96,595	13,598
当期変動額合計	96,595	13,598
当期末残高	102,294	88,695
純資産合計		
前期末残高	22,567,284	22,343,771
当期変動額		

剰余金の配当	859,541	366,120
当期純利益	732,624	361,902
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	96,595	13,598
当期変動額合計	223,512	9,380
当期末残高	22,343,771	22,353,152

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法...時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く）...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 (2) 無形固定資産...定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 同左
4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	6 ヘッジ会計の方針 同左
7 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
（リース取引に関する会計基準の適用） 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は17,252千円、流動負債は8,154千円、固定負債は22,465千円増加し、営業利益は1,390千円増加し、経常利益は66千円、税引前当期純利益は14,793千円減少しております。	

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	（損益計算書） 前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「有価証券解約益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「有価証券解約益」の金額は1,293千円であります。

追加情報

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

	（時効後支払損引当金） 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金については、従来、請求時に費用処理をしておりましたが、金額の重要性が増したことにより、受益者からの今後の支払請求に備えるため、当事業年度より、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上する方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益は2,374千円、税引前当期純利益は19,417千円減少しております。
--	--

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 69,730千円 工具、器具及び備品 287,344千円 リース資産 44,652千円 ソフトウェア 54,108千円 その他無形固定資産 441千円	1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 100,662千円 工具、器具及び備品 309,801千円 リース資産 28,441千円 ソフトウェア 40,224千円 その他無形固定資産 513千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年 6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額

859,541,190円

2) 1株当たり配当額

817円

3) 基準日

平成20年 3月31日

4) 効力発生日

平成20年 6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年 6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額

366,120,360円

2) 配当の原資

利益剰余金

3) 1株当たり配当額

348円

4) 基準日

平成21年 3月31日

5) 効力発生日

平成21年 6月17日

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成21年6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しました。				
1) 配当金の総額	366,120,360円			

2) 1株当たり配当額	348円
3) 基準日	平成21年3月31日
4) 効力発生日	平成21年6月17日
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成22年6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しております。	
1) 配当金の総額	179,903,970円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	171円
4) 基準日	平成22年3月31日
5) 効力発生日	平成22年6月16日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に 記載のとおりであります。	1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 同左 リース資産の減価償却の方法 同左

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、債券、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	14,962,298	14,962,298	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,330,306	5,330,306	-
（３）未収委託者報酬	1,736,677	1,736,677	-
（４）未収運用受託報酬	519,373	519,373	-
（５）長期差入保証金	577,286	576,349	936
資産計	23,125,941	23,125,004	936
（１）未払手数料	721,668	721,668	-
負債計	721,668	721,668	-
デリバティブ取引（１）			
ヘッジ会計が適用されているもの	9,307	9,307	-

（１）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	452,898

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	14,961,825	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
債券	25,030	-	-	-	-	-
証券投資信託	-	-	115,656	-	-	892,840
未収委託者報酬	1,736,677	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	519,373	-	-	-	-	-
長期差入保証金	252	576,944	50	-	-	-
合計	17,243,158	576,944	115,706	-	-	892,840

（有価証券関係）

前事業年度(平成21年３月31日)

１ その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	14,345	17,537	3,192
債券	25,046	25,112	66
証券投資信託	2,714,944	2,770,741	55,796
小計	2,754,335	2,813,391	59,055
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	63,670	36,935	26,735
債券	699,654	699,650	4
証券投資信託	4,198,602	3,993,813	204,789
小計	4,961,927	4,730,398	231,529
合計	7,716,263	7,543,789	172,473

２ 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

売却額（千円）	21,022
---------	--------

売却益の合計額（千円）	3,436
売却損の合計額（千円）	-

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	273,772千円
解約・償還益	1,293千円
解約・償還損	6,915千円

3 時価評価されていない有価証券

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	493,493

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
債券				
国債	699,650	25,112	—	—
合計	699,650	25,112	—	—

当事業年度(平成22年3月31日)

1 その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	19,760	14,345	5,414
債券	25,030	25,008	21
証券投資信託	1,606,161	1,582,711	23,449
小計	1,650,951	1,622,065	28,886
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	43,610	63,670	20,060
債券	-	-	-
証券投資信託	3,635,744	3,794,116	158,372
小計	3,679,354	3,857,786	178,432
合計	5,330,306	5,479,852	149,546

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 452,898千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	10,800	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-

合計	10,800	-	-
----	--------	---	---

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	2,116,777	47,728	46,089
合計	2,116,777	47,728	46,089

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について29,794千円（非上場株式29,794千円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度(平成21年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

（１）取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。

（２）取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

（３）取引の利用目的

デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。

ヘッジ会計の方針

時価ヘッジによっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株価指数先物取引

ヘッジ対象...有価証券

ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（４）取引に係るリスクの内容

株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。

（５）取引に係るリスクの管理体制

デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。

また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。

2 取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成22年3月31日）		
			契約額等 （千円）	契約額のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	70,525	-	7,175
	買建	投資有価証券	224,243	-	16,482
合計			294,768	-	9,307

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（退職給付関係）

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注1)	536,082千円
年金資産		536,729千円
退職給付引当金		—
前払年金費用		646千円

（注1）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注1)	119,728千円
退職給付費用		119,728千円

（注1）確定拠出型制度の退職給付費用16,753千円を含めております。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注1)	577,943千円
年金資産		656,904千円
退職給付引当金		—
前払年金費用		78,961千円

（注1）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都

合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注 1)	144,536千円
退職給付費用		144,536千円

(注 1) 確定拠出型制度の退職給付費用19,731千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年 3月31日)	当事業年度 (平成22年 3月31日)
1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 有価証券償却超過額 11,432千円 ソフトウェア償却超過額 125,208千円 賞与引当金損金算入限度超過額 145,385千円 退任役員退職年金未払金 5,968千円 ゴルフ会員権償却超過額 31,121千円 その他有価証券評価差額金 70,179千円 その他 69,737千円 繰延税金資産小計 459,033千円 評価性引当額 44,620千円 繰延税金資産合計 414,413千円 繰延税金負債 未払事業税 2,152千円 前払年金費用 263千円 繰延税金負債合計 2,415千円 繰延税金資産の純額 411,997千円	1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 有価証券償却超過額 13,915千円 ソフトウェア償却超過額 111,021千円 賞与引当金損金算入限度超過額 143,920千円 退任役員退職年金未払金 3,240千円 ゴルフ会員権償却超過額 31,121千円 未払事業税 6,912千円 時効後支払損引当金 7,900千円 その他有価証券評価差額金 60,850千円 その他 81,394千円 繰延税金資産小計 460,278千円 評価性引当額 58,322千円 繰延税金資産合計 401,956千円 繰延税金負債 前払年金費用 32,129千円 繰延税金負債合計 32,129千円 繰延税金資産の純額 369,827千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 評価性引当額 2.65% 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.42% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.26% 住民税等均等割 0.35% その他 0.02% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.53%	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 評価性引当額 2.12% 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.59% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.05% 住民税等均等割 0.59% その他 0.02% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.92%

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,882,983	未払手数料	246,189
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	1,342,543	未払手数料	118,580
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	11,271,538	未収委託者報酬	1,255,215

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,714,947	未払手数料	312,835
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	895,754	未払手数料	95,215
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,260 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	9,985,821	未収委託者報酬	1,507,100

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1株当たり純資産額 21,237.91円	1株当たり純資産額 21,246.82円
1株当たり当期純利益 696.36円	1株当たり当期純利益 343.99円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 732,624千円	損益計算書上の当期純利益 361,902千円
普通株式に係る当期純利益 732,624千円	普通株式に係る当期純利益 361,902千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 1,052,070株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

(4) 中間貸借対照表

（単位： 千円）

第48期中間会計期間末 (平成22年 9 月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	15,914,351
未収委託者報酬	1,765,940
未収運用受託報酬	902,909
繰延税金資産	167,127
その他	359,436
貸倒引当金	1,087
流動資産合計	19,108,678
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	221,049
工具、器具及び備品（純額）	135,622
リース資産（純額）	9,761
有形固定資産合計	366,433
無形固定資産	14,651
投資その他の資産	
投資有価証券	4,528,151
長期差入保証金	561,817
繰延税金資産	218,638
その他	127,676
投資その他の資産合計	5,436,284

固定資産合計	5,817,369
資産合計	24,926,047
負債の部	
流動負債	
リース債務	4,009
未払金	780,106
未払費用	997,973
未払法人税等	152,232
未払消費税等	71,079
賞与引当金	322,000
その他	93,536
流動負債合計	2,420,937
固定負債	
リース債務	15,609
長期未払金	1,755
役員退職慰労引当金	123,092
時効後支払損引当金	22,400
その他	2,590
固定負債合計	165,448
負債合計	2,586,385
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600
退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	5,580,893
利益剰余金合計	15,714,077
株主資本合計	22,476,152
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	136,490
評価・換算差額等合計	136,490
純資産合計	22,339,662
負債純資産合計	24,926,047

(5) 中間損益計算書

(単位： 千円)

第48期中間会計期間
(自 平成22年 4月 1日
至 平成22年 9月30日)

営業収益	
委託者報酬	7,576,695
運用受託報酬	1,056,599
営業収益計	8,633,294
営業費用及び一般管理費	1 8,253,693
営業利益	379,601
営業外収益	
受取配当金	1,566
有価証券利息	39
受取利息	8,021
有価証券解約益	1,127
有価証券償還益	479
時効到来償還金等	12,662
その他	9,240
営業外収益計	33,136
営業外費用	
有価証券解約損	2,549
その他	27,717
営業外費用計	30,267
経常利益	382,470
特別損失	
投資有価証券売却損	382
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	13,083
特別損失計	13,466
税引前中間純利益	369,004
法人税、住民税及び事業税	137,945
法人税等調整額	16,850
法人税等合計	154,795
中間純利益	214,208

(6) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第48期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,045,600
当中間期末残高	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	2,266,400
当中間期末残高	2,266,400
その他資本剰余金	
前期末残高	2,450,074
当中間期末残高	2,450,074
資本剰余金合計	
前期末残高	4,716,474
当中間期末残高	4,716,474

利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	128,584
当中間期末残高	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	104,600
当中間期末残高	104,600
退職慰労積立金	
前期末残高	100,000
当中間期末残高	100,000
別途積立金	
前期末残高	9,800,000
当中間期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	5,546,588
当中間期変動額	
剰余金の配当	179,903
中間純利益	214,208
当中間期変動額合計	34,304
当中間期末残高	5,580,893
利益剰余金合計	
前期末残高	15,679,773
当中間期変動額	
剰余金の配当	179,903
中間純利益	214,208
当中間期変動額合計	34,304
当中間期末残高	15,714,077
株主資本合計	
前期末残高	22,441,848
当中間期変動額	
剰余金の配当	179,903
中間純利益	214,208
当中間期変動額合計	34,304
当中間期末残高	22,476,152
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	88,695
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	47,794
当中間期変動額合計	47,794
当中間期末残高	136,490
評価・換算差額等合計	
前期末残高	88,695
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	47,794
当中間期変動額合計	47,794
当中間期末残高	136,490
純資産合計	
前期末残高	22,353,152

当中間期変動額	
剰余金の配当	179,903
中間純利益	214,208
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	47,794
当中間期変動額合計	13,490
当中間期末残高	22,339,662

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第48期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

	第48期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
--	---

5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第48期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が2,384千円、税引前中間純利益が15,468千円それぞれ減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第48期中間会計期間末 (平成22年 9 月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	460,753千円

（中間損益計算書関係）

	第48期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 36,535千円 無形固定資産 1,651千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第48期中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日至 平成22年 9 月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年 6 月15日 定時株主総会	普通株式	179,903千円	171円	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月16日

（リース取引関係）

第48期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)

1 ファイナンス・リース取引（借主側）
所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

（２）リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「２ 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

第48期中間会計期間末(平成22年 9 月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位： 千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	15,914,351	15,914,351	-
（２）投資有価証券			
その他有価証券	4,075,252	4,075,252	-
（３）未収委託者報酬	1,765,940	1,765,940	-
（４）未収運用受託報酬	902,909	902,909	-
（５）長期差入保証金	561,817	561,375	442
資産計	23,220,271	23,219,829	442
（１）未払手数料	730,553	730,553	-
負債計	730,553	730,553	-
デリバティブ取引（１）			
ヘッジ会計が適用されているもの	335	335	-

（１）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	452,898

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）投資有価証券
その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第48期中間会計期間末（平成22年９月30日現在）

１ その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	14,898	14,345	552
証券投資信託	1,549,192	1,530,741	18,450
小計	1,564,090	1,545,087	19,003
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	35,600	63,670	28,070
証券投資信託	2,475,562	2,696,626	221,063
小計	2,511,162	2,760,296	249,134
合計	4,075,252	4,305,384	230,131

（デリバティブ取引関係）

第48期中間会計期間末（平成22年９月30日現在）

１ ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

２ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の 方法	取引の種類等	主なヘッジ 対象	当中間会計期間末（平成22年９月30日）		
			契約額等 （千円）	契約額のうち １年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券	62,930	-	2,590
		投資有価証券	179,400	-	2,925
		合計	242,330	-	335

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（資産除去債務関係）

第48期中間会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第48期中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日至 平成22年 9 月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第48期中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日至 平成22年 9 月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（追加情報）

第48期中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日至 平成22年 9 月30日）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3 月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日）を適用しております。

（一株当たり情報）

第48期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	21,234.00円
1 株当たり中間純利益金額	203.60円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

1 1 株当たり中間純利益金額

中間損益計算書上の中間純利益	214,208千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	214,208千円
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

（重要な後発事象）

第48期中間会計期間末（平成22年 9 月30日現在）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称		資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,260	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。

(2) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,100	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
	いちよし証券株式会社	14,577	
	岩井証券株式会社	10,004	
	株式会社SBI証券	47,937	
	岡三オンライン証券株式会社	6,500	
	おきなわ証券株式会社	628	
	カブドットコム証券株式会社	7,196	
	上光証券株式会社	500	
	大熊本証券株式会社	343	
	長野証券株式会社	600	
	新潟証券株式会社	600	
	日興コーディアル証券株式会社	10,000	
	日産センチュリー証券株式会社	1,500	
	野村證券株式会社	10,000	
	フィデリティ証券株式会社	4,508	
	前田証券株式会社	2,198	
	マネックス証券株式会社	7,425	
	八幡証券株式会社	1,260	
	楽天証券株式会社	7,477	
	リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
	ワイエム証券株式会社	1,270	

株式会社愛知銀行	18,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100	
株式会社伊予銀行	20,948	
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	
株式会社神奈川銀行	5,191	
株式会社北日本銀行	7,761	
株式会社きらやか銀行	17,700	
株式会社熊本ファミリー銀行	26,347	
株式会社西京銀行	12,690	
株式会社佐賀銀行	16,062	
株式会社四国銀行	25,000	
株式会社清水銀行	8,670	
株式会社荘内銀行	7,000	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	
株式会社親和銀行	33,128	
株式会社仙台銀行	7,485	
ソニー銀行株式会社	31,000	
株式会社大光銀行	10,000	
株式会社第三銀行	37,461	
株式会社大東銀行	14,706	
株式会社筑邦銀行	8,000	
株式会社中国銀行	15,149	
株式会社筑波銀行	31,368	
株式会社東京スター銀行	21,000	
株式会社栃木銀行 [*]	27,408	
株式会社富山銀行	6,730	
株式会社西日本シティ銀行	85,745	
株式会社福邦銀行	7,300	
株式会社北洋銀行	121,101	
株式会社北陸銀行	140,409	
株式会社北海道銀行	93,524	
株式会社北國銀行	26,673	
株式会社もみじ銀行	74,965	
株式会社八千代銀行	43,734	
楽天銀行株式会社	23,485	
株式会社琉球銀行	54,127	
全国信用協同組合連合会	53,855	共同組合による金融事業に関する法律に基づき、信用組合の系統中央金融機関としての業務を営んでいます。

（注）資本金の額について 平成22年3月末日現在

「出資金」の合計額を表示しています。

^{*} 株式会社栃木銀行は平成23年1月17日より販売を開始する予定です。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

いちよし証券株式会社、野村證券株式会社およびみずほ投信投資顧問株式会社は新規の受益権の取得のお申込みの取扱いは行いません。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成23年1月14日現在、該当事項はありません。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成22年4月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年5月10日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年5月10日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年6月29日	臨時報告書
平成22年7月12日	有価証券報告書
平成22年7月12日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年9月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年11月26日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM J - REITインデックスファンド（毎月決算型）の平成22年4月16日から平成22年10月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM J - REITインデックスファンド（毎月決算型）の平成22年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 2 2 年 6 月 1 5 日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 茂木 哲也 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの第 4 7 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成 2 2 年 1 2 月 6 日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 茂木 哲也 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの第 4 8 期事業年度の中間会計期間（平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 9 月 3 0 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成 2 2 年 9 月 3 0 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 9 月 3 0 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月27日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM J - REITインデックスファンド（毎月決算型）の平成21年10月16日から平成22年4月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM J - REITインデックスファンド（毎月決算型）の平成22年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。